

中小漁業融資保証保険制度の運営について

昭和57年12月21日
57水漁第4963号
水産庁長官通達

改正 昭和59年7月9日 59水漁第2592号

漁業構造再編整備資金融通助成事業実施要領（昭和57年10月30日付け57水漁第4435号農林水産事務次官依命通達）が施行されたことに伴い、「中小漁業融資保証法等の改正に伴う漁業信用基金協会の定款例及び業務方法書例の改正について」（昭和49年8月31日付け49水漁第3881号水産庁長官通達）等の一部を別紙のとおり改正することとしたので、御了知ありたい。

なお、業務方法書の変更を行う漁業信用基金協会（以下「協会」という。）は、必要に応じて業務方法書の変更認可申請手続を行われたい。

おつて、漁業構造再編整備資金の保証にあたっては、下記に留意の上、その適正な運営に遺憾のないようにされたい。

記

協会の債務保証業務においては、保証決定のための審査が協会の最も重要な業務であり、この審査如何がその後の事故発生等に多大の関連があるため、これを行うに当たっては公平かつ適正を旨とし、関連機関と緊密な連絡をとり、また、保証審査委員会等の活用を充分考慮する必要がある旨累次にわたり通達をしてきたところである。この度、創設された漁業構造再編整備資金制度は、①特定漁業の生産構造の再編整備を促進するためにこれに参加する漁業者の負債の整理を円滑化することを目的とした前向き資金であること、②これとの関連で償還期限が10年から15年という長期の資金とされていること等にかんがみ、同資金の債務保証に当たっても、実質的審査のための指導・協力体制の確立のため、例えば、漁業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫支店等関係団体からなる審査組織等を充分活用して、被保証人の営む漁業種類の今後の改善の見込み及び被保証人の経営状況等につき充分考慮を払い、適正な審査が行われるよう特段の配慮をされたい。

- 1 「中小漁業融資保証法等の改正に伴う漁業信用基金協会の定款例及び業務方法書例の改正について」（昭和49年8月31日付け49水漁第3881号水産庁長官通達）の一部を次のように改める。

記の第2の5中「10年」の次に「（漁業経営負債整理資金（漁業経営負債整理資金融通助成事業実施要領（昭和57年10月30日付け57水漁第4435号農林水産事務次官依命通達）第2の1に規定する資金をいう。）にあつては、15年）」を加える。

- 2 「中小漁業融資保証法の改正に伴う漁業信用基金協会の業務方法書（例）の改正について」（昭和51年6月10日付け51水漁第3020号水産庁長官通達）の一部を次のように改める。

記の2中「（漁業経営維持安定資金）」の次に「及び漁業経営負債整理資金融通助成事業実施要領（昭和57年10月30日付け57水漁第4435号農林水産事務次官依命通達）第2の1に規定する資金（漁業経営負債整理資金）」を加える。